

事業者のみならず

個人住民税は特別徴収で納めましょう

法律で定められています

② 地方税法第321条の4
 (給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)
 第三百二十一條の四 市町村は、前条の規定により特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において同条の納税義務者に対し、給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第百八十三條の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得

個人住民税の特別徴収をわかりやすく解説します!



個人住民税 特別徴収のチエブクロウ先生

